

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原商工会議所工業部会（以下「工業部会」という。）がインターネットの相模原商工会議所（以下「会議所」という。）ホームページに公開している工業部会通信（以下「部会通信」という）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 部会通信に掲載する広告は、原則会議所の会員企業によるものとし、次に掲げるものを除く。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

(2) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの

(3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(4) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと認められるもの

2 前項各号に規定する広告の範囲は、別に「相模原商工会議所工業部会 工業部会通信 広告掲載基準(別紙)」に定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は次のとおりとする。なお、広告原稿データの作成は、申込者の責任と負担で行う。

	規 格	備 考
データのサイズ	縦 1500 ピクセル×横 3600 ピクセル	A3印刷時約 11cm×26cm
データの形式	JPEG	
データの容量	3MB 以内	2M 以上推奨

(掲載場所)

第4条 広告を掲載する場所は、会議所ホームページに公開している部会通信内とする。

(掲載期間・時期)

第5条 広告を掲載する期間は掲載される部会通信の発行より、本事業が継続する期間とする。

2 掲載される部会通信は、工業部会にて指定するものとし、申込者による指定はできないものとする。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は次のとおりとする。なお、6回以上、12回以上を一括申込する場合は1回あたりの掲載料を減額する。

<相模原商工会議所会員>

サイズ	1回	6回～11回	12回以上
規格サイズ	37,800	32,400	27,000
1/2サイズ	27,000	—	—

(単位：円 税込)

<非会員>

サイズ	1回	6回～11回	12回以上
規格サイズ	75,600	64,800	54,000
1/2サイズ	54,000	—	—

(単位：円 税込)

2 申込者は、前項の規定による広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）を会議所の指定する期日までに、一括前納するものとする。

（申し込み）

第7条 申込者は、「相模原商工会議所工業部会 工業部会通信 広告掲載申込書（第1号様式）」に掲載しようとする広告案の原稿データを添えて、電子メールまたは会議所の窓口にて申し込むものとする。

（審査）

第8条 工業部会は、第2条の規定に基づき広告掲載の審査をおこなう。

2 広告内容が各種法令に違反している、またはそのおそれがある、若しくは本要綱に抵触していると判断したときは、広告の掲載申込の否決、若しくは内容等の変更を請求することがある。

（内容、デザイン）

第9条 広告の内容及びデザインについては、会議所及び工業部会の信用性等を損なうことのないようにする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、別に「相模原商工会議所工業部会 工業部会通信 広告表現ガイドライン（別紙）」に定める。

（内容等の変更）

第10条 広告の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、申込者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 掲載後、申込者の自己都合による広告の変更、差し替え、取り消しはできないものとする。

（掲載の停止）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合、工業部会は申込者への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の申込を取り消しすることができる。

（1）指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

（2）前条の規定による広告内容の変更を申込者が行わないとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、会議所ホームページへの掲載が適切でないと相模原商工会議所が判断したとき。

2 前項第1号から第3号までの規定により広告の掲載を取り消した場合、納付済みの掲載料は返還しない。

（申込者の責務）

第12条 申込者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 申込者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、会議所及び工業部会に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任及び負担において解決するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に工業部会にて定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。